

社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会 歳末たすけあい事業実施要綱

平成22年11月1日会長決裁

(目的)

第1条 社会福祉法人茨城県共同募金会の歳末たすけあい募金配分金（以下「配分金」という。）を受けて、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う歳末たすけあい事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(配分事業)

第2条 本会が実施する事業は、次のとおりとし、事業間の配分金の流用は認めるものとする。

(1)歳末たすけあい支援事業

支援を必要とする世帯が温かな年末年始を迎えられるように、美浦村商工会が発行する地域クーポン券を贈呈する。

①配分対象 1月1日現在で美浦村に居住し住民基本台帳に登録している世帯で、当該年度の世帯全員の村民税が非課税であり、かつ、つぎのいずれかに該当する世帯（重複する場合は、いずれか一つとする）。

ア、満70歳以上ひとりぐらし高齢者で、同一敷地に親族等が居住していない方（民生委員による証明が必要。）

イ、介護度4以上の方が在宅で居住している世帯

ウ、身体傷害者手帳1級（内部障がいを除く、聴覚障がい者は2級）又は、療育手帳(A)精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が在宅で居住している世帯

エ、**準要保護児童生徒**の認定を受けている児童生徒がいる世帯（学校教育課を通し対象者を把握し、配分する。）

オ、その他会長が認めた世帯

また、次の世帯は配分対象から除外する。

ア、生活保護法による保護を受けている世帯

イ、村税等に滞納がある世帯

ウ、配分対象となる者が施設入所又は長期入院中（6ヶ月以上）の世帯

②配分内容 1世帯あたり5,500円分購入できる地域クーポン券

※希望世帯が予定数を上回る場合は、1世帯あたりの配分額を下

げる場合がある。

③実施方法 配分を希望する世帯は、歳末たすけあい支援事業申請書（様式第1号）を12月上旬までに本会に提出する。

配分対象条件により、以下の書類を添付する。

- ・条件イの場合 対象者の介護保険被保険者証の写し
- ・条件ウの場合 当該手帳の写し

配分が決定した者には、12月末日までに地域クーポン券を送付する。

④募集方法 美浦村民生委員児童員協議会に依頼するほか、11月の「広報みほ」配布時にチラシを配布し、本会ホームページにも掲載する。

（2）歳末地域福祉活動助成事業

美浦村民を対象に、地域の障がい者・高齢者等の見守り活動、児童育成活動、社会参加・生きがい支援活動、食事サービス、三世代交流事業などのふれあい支え合いを目的として、年末年始に行われる事業を実施する団体に助成金を交付する。

①配分対象 11月1日から翌年の1月31日の間に実施される事業であって、上記目的に合致する事業を行う団体に助成する。

次の団体は、配分対象から除外する。

- ア、営利活動を行う団体
- イ、宗教活動を行う団体
- ウ、政治活動を行う団体

②配分金額 1団体あたり50,000円とし、事業費総額の75%以内とする。（1,000円未満は切り捨てる。）なお、以下の費目には支出できないこととする。

ア、30,000円を超える備品の購入費用

イ、会員のみに対する親睦費用

※希望団体が予定数を上回る場合は、1団体あたりの配分額を下げる場合がある。

③実施方法 配分を希望する団体は、歳末地域福祉活動助成事業申請書（様式第2号）を12月上旬までに本会に提出する。

配分が決定した団体には、12月28日までに指定された口座に、助成金を振り込む。

事業終了後、1ヶ月以内に歳末地域福祉活動助成事業実施報告書（様式第3号）の提出を求める。

④募集方法 11月の「広報みほ」配布時にチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載する。

(3) シルバー人材センター利用券贈呈事業（通称：猫の手貸します事業）

年末の大掃除が困難な世帯を支援するため、掃除や障子の張り替えを行っている、社団法人美浦村シルバー人材センターの利用券を贈呈する。

①配分対象 1月1日現在で美浦村に居住し住民基本台帳に登録している世帯で、当該年度の世帯全員の村民税が非課税であり、かつ、つぎのいずれかに該当する世帯（重複する場合は、いずれか一つとする）。

ア、満70歳以上ひとりぐらし高齢者で、同一敷地に親族等が居住していない者

イ、要介護4以上の方が在宅で居住している世帯

ウ、身体傷害者手帳1級（内部障がいを除く、聴覚障がい者は2級）又は、療育手帳(A) 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が在宅で居住している世帯

エ、その他会長が認めた世帯

また、次の世帯は配分対象から除外する。

ア、生活保護法による保護を受けている世帯

イ、村税等に滞納がある世帯

ウ、配分対象となる者が施設入所又は長期入院中（6ヶ月以上）の世帯

②配分内容 1世帯あたり3,000円分のシルバー人材センター利用券
※希望世帯が予定数を上回る場合は、1世帯あたりの配分額を下げる場合がある。

③実施方法 配分を希望する世帯は、美浦村シルバー人材センター利用券贈呈事業申請書（様式第4号）を12月上旬までに本会に提出する。配分が決定した者には、12月末日までに美浦村シルバー人材センター利用券（様式第5号）を送付する。

④募集方法 11月の「広報みほ」配布時にチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載する。

(4) クリスマスプレゼント贈呈事業（通称：サンタが美浦にやってくる事業）

母子・父子家庭世帯で支援が必要な小学生までの子どもたちが、豊かな心で年末を迎えていただけるよう、サンタクロースに扮した職員・ボランティアがお菓子をプレゼントする。

①配分対象 1月1日現在で美浦村に居住し住民基本台帳に登録している世帯であって、以下のいずれかに該当する世帯。

ア、児童扶養手当を受給している世帯

イ、特別児童扶養手当を受給している世帯

ウ、その他会長が認めた世帯
また、次の世帯は配分対象から除外する。
ア、生活保護法による保護を受けている世帯
イ、配分対象となる子が施設入所又は長期入院中（6ヶ月以上）の世帯

- ②配分内容 クリスマス向けの菓子詰め合わせ「クリスマスブーツ」1足
③実施方法 配分を希望する世帯は、クリスマスプレゼント贈呈事業申請書（様式第6号）を12月上旬までに本会に提出する。
配分が決定した世帯には、12月23日に配分品を届ける。
④募集方法 11月の「広報みほ」配布時にチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載する。

（配分の決定）

第3条 申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、歳末たすけあい事業配分決定・不決定通知書（様式第7号）により決定及び不決定を通知する。

（配分にかかる経費）

第4条 配分にかかる諸経費は、配分金によるものとする。

（配分申請の変更及び取消）

第5条 申請者等は、申請後に申請内容について変更が生じた場合、及び配分の必要がなくなった場合は、歳末たすけあい事業配分変更・取消申請書（様式第8号）で速やかに会長に申し出を行うものとする。

（配分金品の返還）

第6条 申請者等は、配分決定後に配分対象でなくなった場合、不正や虚偽の申請により配分金品の交付を受けた場合、又は事業途中で配分対象の事業を中止した場合は、配分金等の一部又は全額を返還しなければならない。

（補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 9月25日から施行する。

この要綱は、平成22年11月 1日から施行する。（全部改正）